

別紙1【矢作川浄化センター】無人飛行ロボット実証実験中の事故対応（フローチャート）

	航空局	利用者	愛知県次世代モビリティ産業課	西三河建設事務所	矢作川浄化センター	内容
事故発生時		電話にて事故の報告 事故の報告 事故現場の撮影記録をメールにて報告	電話 事故状況の聞き取り メール 事故現場の撮影記録の確認	管理事務所へ直接 メール 受理・確認	受理・確認 受理・確認	< 無人飛行ロボット実証実験実施要項第15条(1)(2)に該当する場合及び水路等の水質に影響を及ぼす事態が発生した場合> ○利用者より事故の電話連絡を受ける 【利用者から聞き取る事項】 ☐ 事故等の状況 ☐ 人的被害の有無 ☐ 実験場内物件の被害の有無 ☐ 機体墜落の場合、エリア内かエリア外か ☐ 機体墜落の場合、燃料漏れはないか ☐ 事故処理に要する概ねの時間 ○矢作川浄化センター管理事務所へは直接連絡をしてもらう。
		事故処理 機体回収など現状復旧作業	①事故状況を報告 ②事故現場の撮影記録を報告	①電話 ②メール	受理 受理	<西三河建設事務所及び矢作川浄化センターへ事故報告> ①事故発生について西三河建設事務所に電話連絡をする ②事故の詳細、事故現場の撮影記録をメールにて西三河建設事務所及び矢作川浄化センターへ報告
		①事故処理完了の報告 ②撮影記録・報告	①事故処理完了を報告 ②事故処理完了の撮影記録を報告	①電話 ②メール	受理 受理	<西三河建設事務所及び矢作川浄化センターへ事故処理完了報告> ①事故処理完了について西三河建設事務所に電話連絡をする (※矢作川浄化センターにおいては、利用者より直接事故処理完了を報告してもらう) ②事故処理完了の撮影記録をメールにて西三河建設事務所及び矢作川浄化センターへ報告 ※①矢作川浄化センター事務局へ直接事故処理完了を報告・名札の返却
事故後速やかに		インシデント報告書提出	メール インシデント報告書 受理・確認	メール 受理	受理	<インシデント報告書の受理> 利用者よりインシデント報告書を受理後、記載内容を確認。その後、西三河建設事務所及び矢作川浄化センターにメールにて、報告書をそれぞれ提出する。
		受理 報告に対しての連絡	メール 事故の報告 受理／報告	メール 受理	受理	<航空局への報告の受理> 国土交通省定「事故・重大インシデント」に該当する場合、利用者はドローン情報基盤システム「DIPS2.0」にて航空局へ報告する。報告書類の写しを次世代モビリティ産業課あてメールにて提出してもらう。 後日、航空局より利用者へ報告に関しての調査連絡などあった場合には、次世代モビリティ産業課にも報告してもらう。

※無人操縦者航空機での事故発生時において
航空機扱いになるため、事故が発生時、利用者より「国交省 安全部 無人航空機安全課 事故報告担当：03-5253-8615」に連絡をし、現場保全が必要かどうかの判断を委ねる。（無人航空機ではないため「DIPS2.0」での報告は不要）

【連絡先】
西三河建設事務所 都市施設整備課：0564-27-2754 公益財団法人 愛知水と緑の公社 下水道部 矢作川境川事業所:0563-59-0711